

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
申請により**国民健康保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を全額免除

注：申請にあたっては、医師の診断書等が必要となります。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険税の減免額は、減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した
保険税額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込
まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者
全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者の前年の 合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除します。

(廃業等届出書または事業主の証明書等が必要となります。)

※倒産・解雇・雇い止めなど、会社都合による退職の場合は、非自発的失業者の保険税軽減制度が優先されます。

申請に必要な書類等の詳細については、青梅市ホームページをご確認いただくか、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

青梅市市民部保険年金課資格賦課係 電話：0428-22-1111 (内線2114・2115)

青梅市ホームページアドレス: <https://www.city.ome.tokyo.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税の徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間地方税（住民税、固定資産税、国民健康保険税等）の納付を猶予することができます。

担保の提供は不要です。猶予期間中は延滞金もかかりません。

○ 以下①②のいずれも満たす方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税を行うことが困難であること。

詳細は、市ホームページまたは以下の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 青梅市市民部収納課

0428-22-1111（内線2166・2167）

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

○ 対象者

青梅市国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる方

○ 支給要件

仕事をすることができなくなった日から起算して連続3日を経過した後、4日目以降仕事に就くことができない期間について傷病手当金を支給します。

詳細は、6月15日号広報または市ホームページをご覧ください。

問合せ先 青梅市市民部保険年金課給付係

0428-22-1111（内線2116・2119）

国民健康保険税減免、徴収猶予、傷病手当金 受付状況

(令和2年7月20日現在)

1 減免

年度	件数	減免額（見込み含む）
令和元年度	70件	1,312,900円
令和2年度	108件	15,031,500円
計	178件	16,344,400円

※ 申請世帯 110世帯

2 徴収猶予

年度	件数	猶予額
令和元年度	12件	638,600円
令和2年度	17件	1,619,100円
計	29件	2,257,700円

※ 申請世帯 29世帯

3 傷病手当金

件数	支給額
1件	16,956円